## 東広島市立吉川小学校生徒指導規程

### 第１章　総則

この規程は，東広島市立小中学校で学校教育を受ける児童の人格の完成をめざすとともに，保護者，教職員が次代を担う児童の健やかな成長を願うために義務教育９年間の見通しをもった生徒指導について，全市的な共通認識・共通実践を図るためのものである。東広島市立吉川小学校では，学校目標を「強く　正しく　うるおいのある子ども－一人一人に生きてはたらく力を育てる－」とし，どんなことにも全力で取り組むことができる児童の育成をめざしている。また，東広島スタンダードである「あいさつ」「返事」「言葉遣い」「はきものをそろえる」に加え「時間を守る」「無言掃除」「身だしなみ」を吉川スタンダード７とし，日常的に行い，和文化に根ざした礼儀正しい児童の育成を図っている。

（目的）

**第１条**

この規程は，東広島市立吉川小学校の教育目標を達成するためのものである。児童の人格の完成をめざして，自主的・自律的に充実した学校生活を送るという観点から必要な事項を定めるものである。

### 第２章 指導内容について
### 学校生活に関すること

（登下校）

**第２条**

登下校については，次のことを指導する。

社会の一員として，交通安全ルールを守り，登下校をする。

（１）登校班による登下校

登校班での登下校を原則とする。集合時刻，交通マナーを守り，通学路を通る。

安全ボランティアや地域の方々に元気にあいさつをし，自分たちの安全を守ってくださっている方々に感謝の気持ちを伝える。

（登校・遅刻・欠席・早退・外出）

**第３条**

登校・遅刻・欠席・早退・外出については，次のことを指導し，望ましい生活習慣づくりをするために，登下校等に関する規定を定める。

（１）登校時刻は，８時１０分までとする。

（２）欠席の場合，８時００分までに，保護者がポータルサイトを通じて学校に連絡する。

（３）遅刻の場合，８時００分までに，保護者がポータルサイトを通じて学校に連絡する。また，遅刻して登校した場合は，職員室に報告して，教室に行く。

（４）早退の場合，必要に応じて保護者が早退の理由，時間，早退時の下校方法を学校に連絡する。また，体調不良などで早退させる場合は学校から保護者に連絡を取り，児童を迎えに来てもらい，下校する。

（頭髪）

**第４条**

頭髪については，次のことを指導する。学習活動や運動等の教育活動に妨げとならない清潔かつ自然な髪型や長さとする。

（１）襟や目にかからない髪の長さとする。

（２）肩にかかる場合，黒，紺，茶色のゴムで束ねる。髪飾りやリボンは使用しない。

（３）染色・脱色・着毛・整髪料は使わない。

（装飾・装身具・不要物）

**第５条**

装飾・装身具・不要物については，次のことを指導する。

（１）ブレスレット，ミサンガなどの装飾品は持ってこない。

（２）キーホルダーや，余分な文房具など学校の学習に必要でないものは持参しない。（筆箱やランドセルにキーホルダーをつけない）

（３）携帯電話や情報通信機器，デジタルカメラ，ゲーム類，マンガ，カードなどの持ち込みを禁止とする。

＊違反があった場合，学校預かりとし，特別な指導を行う。

（指導・身なり等）

**第６条**

基準服等，身なりについては，次のことを

指導する。

1　基準服等

校内外の学習活動及び登下校時（休業日を含む）は，学校が定める基準服（服装）を正しく着用する。

（1）基準服

①夏服　基準服
（紺色プリーツスカート・半ズボン）

②冬服　基準服
（紺色えりなし上着・プリーツスカート・半ズボン）

（2）シャツ

①白のカッター・ブラウス・ポロシャツ（ワンポイントは不可）を着用し，シャツは出さない。

②カッター・ブラウス・ポロシャツの下には，必ず，衛生面，自己防衛面を含めて下着を着用する。

（3）ズボン・スカート

①ズボンをずらしてはかない。

②吊りひもスカートを着用する。

（4）靴下

靴下は白色とする。ローソックス，ルーズソックス，色柄の入っている物は禁止とする。（ワンポイントやラインは不可）

（5）通学靴

①白い運動靴とする。

②雨天時や降雪時は，長靴を使用してもよい。

（6）上履き

校内では上ぐつを着用する。

（7）名札

学校指定の名札を必ず着用する。

（8）防寒着

①気候や体調に合わせて，紺・灰・黒・白色の派手でないカーディガン・セーター・ベストを着用してもよい。

②基準服の上にジャンパー，長ズボン（ジャージ等），マフラー，ネックウォーマー，手袋を着用してもよい。耳当ては使用しない。

（9）帽子

黄色の前つばキャップを着用する。

＊違反があった場合，特別な指導を行う。

2　生徒指導

指導を繰り返しても守らない児童の場合，特別な指導を行う。

（1）授業

①自分の持ち物には，必ず記名する。

②時間を守る。

③授業時のあいさつ，立腰による姿勢，返事，言葉づかいを大切にする。

（2）休憩時間

①学校の外や立ち入り禁止場所には行かない。

②校内放送は，静かに聞く。

③特別教室や他の教室には，許可なく入らない。

④学校の施設や道具，草花や樹木，飼育動物を大切にする。

⑤廊下等，校内を走らない。

⑥整理整頓をする。

（3）保健室利用

①体調がすぐれない場合，保健室を利用することができる。利用時間は，1時間程度として，体調の回復が見込めない時は，学校から保護者に連絡をする。

②度重なる保健室利用の場合，保護者に連絡をし，医療機関への受診をすすめる。

③虐待やネグレクトの疑われる場合は，学校より関係機関に通告する。

（4）給食

①衛生面に注意して給食当番等をする。

②歯磨きは，給食時間終了後，必ず行う。

（5）掃除

①掃除は，学校の環境を整える学習活動である。時間いっぱい無言で掃除をする。

（6）教育相談

①学校は，児童，保護者で教育相談の希望があった場合，心のサポーター等と連携する。

（7）その他

①忘れ物をして学校に取りに来た場合は，必ず職員室で，教職員に伝えてから教室へ取りに行く。

②卒業生や部外者の学校内への無断立ち入りは禁止する。用事のある場合は，職員室へ連絡する。学校の敷地内に入り，指導したのにも関わらず，校外に移動しない場合，関係機関と連携する。

③学校内の施設設備を破損した場合や発見した時は，職員室に届け出る。場合によっては関係機関と連携する。

④けがや体調不良で，保護者に送迎してもらう場合は，地域住民の迷惑になる場所で降車しない。

## 第３章 校外での生活に関すること

**（校外の生活）**

この章については，保護責任の観点から保護責任についても記載する。

本章の指導は，学校・家庭・関係機関が連携を取り指導する。同一指導を繰り返す児童の場合，特別な指導を行う。

（校外の生活）

**第７条**

校外の生活については，次のことを指導する。

（１） 児童だけでの校区外への外出は禁止する。

（２） 児童だけでの娯楽施設（カラオケボックス，ゲームセンター，インターネットカフェ，ボーリング場，マンガ喫茶，ビデオ取扱い店，映画館，大型店舗内のゲームコーナー，レンタルビデオ取扱い店等）への入店は禁止する。

（３） 児童だけでの外泊や夜間徘徊

① 保護者は，夜間児童を外出させないようにする。

② 保護者は，広島県青少年育成条例により，娯楽施設の利用にあたっては，同伴の場合であっても，夜間の利用はしないようにする。

（４）情報通信機器

東広島市では，学校への携帯電話の持ち込みを原則禁止している。携帯電話等の情報通信機器については，家庭でのルールづくり，夜間の携帯電話の保管場所，情報通信機器のフィルタリングに努める。

（５）酒たばこ類等の購入禁止

保護者は，酒たばこ類を児童に購入させないようにする。

（６）危険箇所への立入り

保護者は，立入り禁止箇所や池等に児童が立入らないようにする。

（７）自転車の乗り方

①乗るときは必ずヘルメットをかぶる。

②自転車教室を受けた３年生以上は校区内で乗ってもよい。

③ 学校に乗ってきたときは，所定の場所（タイヤ横）へきちんと整とんしておく。

④二人乗り，手ばなし運転等の危険な乗り方はしない。

⑤校区外での自転車利用は，保護者の管理のもとに乗る。

（８）交通違反

道路交通法を違反しないようにする。

## 第４章 特別な指導に関すること

**（特別な指導）**

「社会で許されないことは，学校においても許されない。」ことであり，児童が起こした問題行動を反省させ，よりよい学校生活を送るために自己を振り返るよう指導する。

（問題行動への特別な指導）

**第８条**

問題行動への特別な指導として，問題行動を起こした児童には，教育上，必要と認められる場合は，特別な指導を行う。ただし，発達段階や常習性も配慮した指導を行う。

（１）法令・法規に違反する行為

①飲酒・喫煙

②暴力・威圧・強要行為

③造物・器物損壊

④窃盗・万引き・占有物離脱横領（例放置自転車無断借用）

⑤性に関するもの

⑥薬物等乱用

⑦交通違反

⑧刃物等所持

⑨その他法令・法規に違反する行為

（２）学校の規則等に違反する行為

①暴力行為（児童間，対教師，対人，器物破損）

②飲酒・喫煙及び準備行為（購入・所持）

③いじめ

④登校後の無断外出・無断早退

⑤指導に従わない（指導無視，暴言，授業エスケープ，授業時立ち歩き）

⑥携帯電話等の不要物所持

⑦不正行為（テストカンニング）

⑧家出及び夜間徘徊

⑨金品強要

⑩その他，学校が教育上指導を必要とす

ると判断した行為

（反省指導等）
第９条
特別な指導のうち，反省指導等は，次の通りとする。ただし，発達段階や常習性も配慮し，指導を行う。指導は２人体制で行う。
（１）説諭による指導
①口頭による説諭指導（短時間での指導）
（２）学校反省指導
①別室による反省指導
②授業観察による反省指導
③奉仕作業による反省指導
④教育相談と反省指導を複合した指導（心のサポーター，スクールガードリーダー等）
⑤保護者来校による授業観察指導
⑥学校と保護者による協議

（反省指導の実施）
第１０条
反省指導の実施については原則，学校反省とする。
反省指導は，登校させて別室で行う反省指導と，通常の学校生活で行う授業反省指導の２段階がある。

（反省指導の期間）
第１１条
反省指導の期間は，発達段階や問題行動の程度，繰り返し等により指導期間を考慮し，変更する。

（特別な指導を実施するにあたって）
第１２条
特別な指導は，児童が自ら起こした問題行動を反省させ，よりよい学校生活を送り，人格の形成を行うためのものである。この観点から，実施にあたっては，次の事項について明確にする。
（１）特別な指導のねらいや期間，指導計画を明確にし，児童・保護者・教職員に伝える。
（２）特別な指導は，学校体制として取り組み，事実の確認，反省（振り返り），再発防止のための具体的な約束や展望をもたせる。
（３）特別な指導を行うにあたっては，十分な事実確認を行い，指導記録を残す。
（４）法令・法規に違反する行為，いじめ，暴力行為，その他，児童で指導を繰り返す場合は，市教委から学校に報告を求めることもある。
（５）反省期間については，形式的にならないようにし，目的を明確にして短期間で行う。また，児童の発達段階を考慮して効果的に行う。

（規程の周知）
第１３条
児童を対象とする全校集会や保護者を対象とする入学説明会，PTA 総会，懇談会などでの直接説明を行う。また，学校に来校しない保護者に対しては，家庭訪問等を通じて，周知を図る。